

月例総会議事録

1 招集日時 令和元年11月15日（金）

2 開会日時及び場所

令和元年11月15日（金） 午後 1 時45分

防府市役所 1 号館 3 階 南北会議室

3 閉会日時 令和元年11月15日（金） 午後 2 時43分

4 委員氏名

(1)出席者（16名）

（1 番）石川 眞平 （2 番）池田 静枝 （3 番）中山 博祐 （4 番）宇多村史朗

（5 番）井元 均 （6 番）吉本 典正 （7 番）木原 伸二 （8 番）古谷 修造

（9 番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子

（13番）鹿角 清美 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（2名）

（14番）池田 圭介 （17番）三輪 栄一

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 内田 健彦

〃 局長補佐 福谷 英樹

〃 農地振興係長 秋里 幸

〃 書 記 益富 綾佳

〃 書 記 富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第49号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第57号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第58号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第59号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第60号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第61号 農地法施行規則該当転用届について

報告第62号 畑地造成の届出について

報告第63号 時効取得の届出について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

6 番 吉本 典正委員

7 番 木原 伸二委員

午後 1 時45分開会

○事務局 皆様、こんにちは。ただいまから 11 月の月例総会を開催いたします。

本日、御欠席の御連絡がありましたのは、14 番、池田圭介委員、17 番、三輪委員、お二人で
ございます。

過半数の委員さんが御出席ですので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報
告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいて、引き続き、議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長 (挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、6 番の吉本委員さん、7 番の木原委員さんです。よろしくお願
いいたします。

それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第45号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページをご覧ください。

議案第45号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が1件提出されており、所有
権の移転で目的は耕作規模拡大です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願
いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2 番 2 番の池田でございます。議案第45号の1 番、農地法第3条の規定による所有権の移転申
請でございます。

場所は、1 ページの地図をご覧ください。

———の南側でございます。——地区です。11 月10 日、———に電話でお聞きしま
した。定年が近いので、———だそうです、落ち着いて農業をしたいとのことで、営農計画書の内

容を確認させていただきました。

営農活動に意欲があり、麦作とか豆類の生産予定についても、できますかと聞き、努力することでした。最低でも2年以上の耕作が必要なことは、——からも聞かれていました。

農機具の保有状況も11月12日午後3時過ぎにお伺いし、倉庫内に届け出られている機械が全部あることを確認いたしました。本人は仕事の関係で——から通勤農業をしておられますが、実家はすぐ近くにあり、長男さんが住んでおられます。

11月11日午後2時頃、——へ電話し、事情を聞きました。申請の田と畑は——が——に死亡され、その後、平成30年にやっと登記を済まされ、——と——に相続されました。そして、相続しても維持管理ができないということで、耕作困難だということで、隣の田を耕作されている——に相談されたそうです。そして、お二人で———にお願いされたそうです。

第3条で認められれば絶対に耕作しなければならないということも念押しし、伝えてくださるよう言いました。これは行政書士さんにもう一度念押ししました。

以上の調査から、農地法第3条第2項について報告します。1号、全部効率要件利用要件、2号、農業生産法人要件、3号、信託引き受けによる権利取得、4号、農作業常時従事要件、5号、下限面積要件、6号、借地等の転貸、以上は該当いたしません。

また、7号の地域との調和要件につきましては、近辺農地の荒廃の中で耕作し、農村景観といたしますか、それを保ち、少しでも収益の増加に努力されている姿は、私たちも見習うべきものがあると思います。

以上、地元委員といたしましては、こういう方に期待したいと思っております。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

池田委員さんのところは、イコール太陽光というイメージが私にはあったんですが、何か今の説明聞いて、新鮮な気持ちになりました。

○2番 よく見張っておきます。

○藤井会長 よろしくをお願いします。

続きまして、議案第46号になります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書の2ページ、資料は3ページからとなります。

議案第46号農地法第4条の規定による許可申請ですが、今回、提出された件数は2件です。

転用目的は、いずれも農家住宅敷地拡張です。

まず、受付番号1ですが、農地区分は集団農地面積12.6haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。

許可該当法令は、施行規則第35条第5号の既存施設の拡張です。

続きまして、受付番号2は、農地区分は集団農地面積0.02haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、石田です。本案件ですが、場所については、——の——の——を挟んだ東側になります。これ、——というお宅で、農家住宅の敷地拡張ですけど、参考資料の7ページを見ていただいたらわかりやすいと思うんですが、この畑が既に平成13年の段階で、7ページの、農家住宅と書いてある一番大きな建屋を増築されたときに埋められた状態で、そのまま使われていたものでございます。このたび、7ページの図面の左側、向かって左側にある既存の物置と書いてある、これを壊して、娘さんが家を建てようという話になって、その土地の関係を調べていたところ、農業委員会に転用届を出していないということになったらしく、始末書とともに申請が出されたものでございます。

地元委員としては、ここを畑に戻されたところで、結局、長年使わせているので、いたし方ない案件かなと思っております。

この方、ほかにも農地を5反ぐらい持っておられるんですけど、担い手に農地を貸されて耕作してもらっているような状態です。

以上です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、内田でございます。2番は、農家の農家住宅の敷地拡張の案件でございます。

病欠の三輪委員さんの代行として、報告させていただきます。

11月の7日に事務局が2名、原田委員と私とで現地確認させていただきました。

現地は9ページ、10ページのところですが、——から——、——、——に向かう——ですが、——にございます。——という地区ですが、三輪委員さんのお宅のすぐ近くに位置します。この方は、三輪委員さんの——になりますね。

11ページ、13ページの現況図のとおり、居宅は市道沿いにありますが、駐車場がなく、——は高齢ではあるんですが、軽トラをお持ちで、現在、軒下に置かれている状態でございます。当日、——にもお会いして、お話を伺いいたしまして、大変御高齢ですが、とてもしっかりされて、元気そのものでございますが、——のお話によりますと、老夫婦が住んでおられたんですが、このたび、御長男の御家族がお帰りになり、同居されることになりました。所有の車がなくて、この際、自宅の裏の畑地を利用して、前から、進入路を通って、植木があるんですが、それを枝打ちをして中へ入れるようにしたいということでございます。

自宅裏の畑地は現在何も耕作がされておられません。しっかり管理がされておまして、植木が数本植えてありますが、これを除去して、進入する自宅脇にも植木がありますが、これも枝打ち等をして、間引いて進入は大丈夫のようでございます。

12ページの事業計画、14ページの被害防除計画ともに、何ら問題はないと考えます。皆さんの御審議をお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、議案第47号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の3ページ、資料は15ページからになります。議案第47号農地法第5条の規定による許可申請が今回8件提出されております。この8件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が4件、建売住宅が2件、自己用住宅が1件、自己用及び事業用駐車場が1件です。

まず、受付番号1は建売住宅です。農地区分は集団農地面積0.06haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

続いて、受付番号2も建売住宅です。農地区分は集団農地面積6.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

次に、受付番号3は、自己用及び事業用駐車場です。農地区分は集団農地面積138.9haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。農用地区域除外手続中です。

続きまして、受付番号4の太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積1.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号5は、自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積0.02haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

次に、受付番号6から受付番号8番は、いずれも太陽光発電設備となっています。

まず、受付番号6の農地区分は、集団農地面積9.0haの農地で、規則第43条第2号に該当する第3種農地です。———から約250mの場所です。

次に、受付番号7の農地区分は、集団農地面積9.0haの農地で、規則第43条第2号に該当する第3種農地です。———から約220mの場所です。

最後に、受付番号8の農地区分は、集団農地面積9.0haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。———から約310mの場所となっています。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第47号の1は、———の農地を———が譲り受け、建売住宅へ転用するという申請になります。

現地確認を11月8日に事務局と宇多村小委員長とともに行いました。

また、同日、———本人と———にヒアリングを行いましたので、結果を御報告いたします。

現地ですけれども、15ページをご覧ください。

———沿いにある———から南へ約200m行っただけの農地になります。周りが既に住宅化されておりまして、周りには全然農地がない場所で、こちらのほうも畑になっています。

現況ですけれども、耕作はされておらず、昨年まで耕作されて、野菜等作っておられたんですけれども、高齢ということと、あと、近所の方から何かちょっと嫌な目で見られるようになったということで、耕作を断念ということでした。

農地区分は第2種で、四方も住宅に囲まれており、ほかの農地への影響はございません。譲受人の———ですけれども、住所が———なんですけれども、どういうことかなと思って聞いたら、———の紹介で、こちらの不動産会社を紹介されたということです。こちらの会社、ほかにも市内で建売の実績があるとのことでした。

以上、説明となります。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第47号の2は、——と——が合同で——の農地を購入し、建売住宅を建築したいとする申請です。

11月8日に、事務局の方と吉本委員さんで現地確認をし、——と——の営業の方にお話を聞きました。

申請地の場所は、——から西へ少し行ったところにあります。——は高齢で、跡を継ぐ人もいないということです。現況は農業公社に保全管理を依頼しておられます。

——は4年前に——と同じ地区で宅地開発をしまして、完売したのですが、まだお客からの要望が多いということで、今回の申請となりました。

それから、営農への悪影響の有無につきましては、隣に農地はありますが、ほとんどが空き地化しているということで、特に問題はないと思います。

排水についてですが、汚水は合併浄化槽を利用して流しますけれども、そのことを別紙の議案説明書の修正にも載っています。——の——、この方に説明をされています。

報告は以上でございます。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいでしょうか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。議案第47号の3は、——の農地、畑ですが、息子の次男の——が自己用及び事業用の駐車場として転用したいとする使用貸借権による権利設定の申請でございます。

11月8日に、吉本小委員長さんと事務局の方で農地の現地確認を実施いたしました。また、11月13日の夜遅く、———に電話して、ヒアリングをして経過を、詳細なことを聞いております。この経過について御報告をいたします。

当該農地の場所は、お手元の資料の28ページを見てもらうとよくわかるんですが、———から南西の直線で約200mのところにあります。この農地の現状は、既にこの畑の4分の1が駐車場として使用されておりましたが、これは、今回の申請のとき、無許可であったということで始末書の提出がされております。

この工事は、御長男はすぐお父さんの隣に住んでおられるんですが、家を建てたとき、ちょうど駐車場がないというので、知らずに駐車場にしたようでございます。

この農地は第1種農地でありますので、農業関係以外の転用は基本的にはできませんが、事務局より説明がありましたとおり、施行規則第33条第4号、集落接続、これに該当するため、この転用は可ということになります。ついては、この農地の転用は一般基準と立地基準の審査基準がありますので、これに基づき、それぞれチェックをいたしました。

まず、立地基準については、周辺の他の土地では事業目的を達成することができない場合は良い、という規定があります。

次に、一般基準では、確実に転用されるかどうかということですが、既に一部駐車場として転用されており、また、お手元の資料の30ページの事業計画書に記載のとおり、———で借りていた、いわゆる資材置場、駐車場等は地主さんより撤去するようというので、今回の対応であり、父親であります、———の承諾もあることから確実に転用がされるものと思います。

なお、資金繰りについては、ここに書いてありますように、年商が約3,000万円あるということですね。この工事は、真砂土を入れるだけということで、十数万円程度しかかからないということでもありますので、十分自己資金で賄えるということでもあります。

次に、周辺の営農状況に悪影響を与えないかということについては、11月8日に、隣接した農地の所有者とお会いできて、ヒアリングをいたしましたところ、排水関係に関することは既にその方が承諾したとのことであり、特に支障はないものと考えます。したがって、地元委員としては、これらの審査基準はいずれもクリアしているものと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の井元です。議案第47号の4番は、———所有の農地を———
———が太陽光発電を設置するという所有権移転の議案でございます。

現地は資料の33ページをご覧くださいと思います。

11月8日の日に、小委員長の吉本さんと事務局と私で確認に参っております。場所は———
———を抜け、———に向けて約1km走って、地図にある広い道路が———でございます。
ちょうど———の西の端、ここになりまして、それぞれ同じ日、8日の日に———と———
———の———の担当者の方と電話でお話をしました。———については、———
———という高齢ですが、非常にしっかりされていて、直近の2、3カ月前にも同じように太陽光発電
ということで、この議案としてかかっております。

で、———のほうは全国にそれぞれ太陽光発電を展開しているんですが、決まり事で
すね、フェンスとか看板とか、それと周辺のトラブルがないようにということで確認しましたところ、
わかりましたという御回答を得ております。

この一帯、農地なんですが、既にもう西側に斜線で、33ページ、斜線で書いてあるとおり、
2カ所ほど既に太陽光ができております。全体が道路よりやや窪地になっているんですが、日当たり
は良好と思われます。

周辺の農地は、ほとんどが保全管理状態で、耕作農地は、ここ近年ございません。ということも
あって、周辺農地の影響もほぼ考えられず、住宅地についてもかなり距離が離れておりますので、
反射光等の影響もほとんどないと思っております。

ということで、立地要件、一般要件とも問題なかろうかと、地元委員としては思います。皆様の
御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番の吉本です。

それでは、5番の議案、4ページですね。資料は39ページからです。

この案件は、———の農地の、これ畑地、畑のような状態になっているんですね。もう、今、

何も植えてない、保全管理のような状態です。その土地を———という方が、自己用住宅の建設のために購入するということで、———が仲介ということで販売しているということでした。

場所は、———のすぐ西に正門があるんですが、その付近であります。既に、周囲は、39ページ見たらわかるんですが、———というところの信号が———なんですが、あのすぐちょっとすぐ下に、角っこに少し空き地があって、あそこがちょっと畑になっていますが、あとはほとんど宅地のような状態ですね。したがって、申請地というところだけ残っているような状況です。

現場調査、11月8日の昼から事務局の方と田村職務代理で行いました。———は11月11日13時から自宅にて面談をいたしました。御夫婦がいらっしやいまして、御主人は御高齢で耕作はしないので売却するということでありました。判定基準に合わせて現地を確認したところ、特に問題はないと判断しております。

購入者の———は、現在、近くのアパートに住んでおられて、これは11月13日の18時20分に自宅訪問をいたしました。訪問して、一応、先ほど言いましたように、———の仲介で、もともとこの———という方も、この———という地区ですが、ここに住んでおられるということで、一時的にアパートにおられたんですが、ここに帰ってくるというお話を聞きました。

資料の被害防除計画の中に、一番下に汚水の排水計画がありまして、44ページですね、道路の側溝と書いてありますが、あそこはもう農業用水路がないような状態で、43ページですか、すぐ道路側溝があそこにあります。小さいですが、ここしかないので、この水利組合は特に問題ないだろうというふうに判断いたしました。

以上のことから、———には11月12日の、12時45分から電話で被害防除計画等についても確認いたしました。

以上のことから、全ての基準をクリアしているということで問題ないと地元委員としては判断いたしました。皆様方からの御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決承認いたします。

続きまして、6、7、8番につきましては、場所が近いということもあり、同じ内容ということですので、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

それでは、議案第47号の6について報告します。資料は、45ページから50ページに記載してあります。

本議案につきましては、———所有の農地を———が取得して、太陽光発電の事業として使用するという議案であります。場所は、よく出ている———ですね、田園地帯の中の一画にあります。

資料の45ページを見ていただきましたら、この次から出てきます議案7、それから議案の8、割とまとまったところにあります。

現地調査につきましては、11月8日、午後、事務局の方が2名、それから第二小委員長の吉本さん、それと私の4名で行っております。

それから、地主の———の聞き取りにつきましては、11月10日、本人より直接聞いております。———のお話では、この農地は相続してから1回も農地として使用したことはないということで、管理は自分が動けるということで、自分で草刈りとか除草剤かけるとかやっておられたようです。しかしながら、昨年、膝が大分悪いということで、人工関節の手術を受けられまして、重たいものを抱えて除草剤かけたり、そういうことができないということで、今回この売電の事業の話が持ち上がったというので、この際、思い切ってこの土地を手放すことに決めたと言っておられました。

それから、今回、この土地を購入される———に、直接、現地でお話を聞きたかったんですけども、勤務の都合上、どうしても調整がつかないということで、電話でお話を聞いております。

今回、この土地を購入されることになったのは、特に、———は何の障害物もなく日当たりがいいこと、それから、周りには全く民家がないということですね。それから、地主さんが体の調子が悪いということなので、購入の依頼があって、この土地を購入されて売電の事業に乗り出したと言っておられます。

また、水路等の清掃活動ですが、これを買われる前から———、代表の方が———と言われるんですけど、この議案が出る前、5月からの掃除には全部来て、我々とお話をしながら、水路の清掃活動とかやっております。

こういうことですから、この土地を取得されても、別に問題等は起こるようなことはないと思います。今後も、今までどおり、全ての行事には参加するから、必ず電話をくださいというお約束をいただいております。

以上で報告を終わります。皆さんの御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 続けて、7、8もやってください。

○9番 次に、7番を報告します。資料は51から56までになります。

この議案は、———の農地を———が取得して太陽光、売電の事業として使用するという議案です。場所は、先ほど説明したとおりで、———の中にあります。

現地調査につきましては、先ほどと同様、9月8日に4名、関係者4名で行っております。

地主の———の聞き取りについては、11月10日、本人より直接、家へ出向いて聞いております。———によりますと、この土地は、御主人が亡くなられて何十年も前から農地としたことはないというようなことを言っておられます。

また、———については、かなり高齢ということで、雑草等、周りに迷惑かけてはいけないということで、年2回、近所の方に草刈りをやってもらっていたとお話ししておられました。

また、この地区には、年3回の地主が必ず出て、用水路の掃除をやるしきたりが昔からあるんですけれども、清掃活動も高齢のため出席できないということがありまして、不参加金を、1回につき3,000円出して対応していたということです。

それから、今回、この売電事業の話が持ち上がったのを機に、早く売却したほうがいいだろうということで、何か息子さんも———のほうへいらっしゃって、もうこっちへ帰ってくるようなことはないようなことを言っておられました。

また、今回、この土地を購入される———には、11月10日、現地に———から来てもらってお話を聞いております。———は、この———で売電事業をやられた第1号の方であります。特に、電卓でたたいた以上に売電の量が多いというので、これは採算がとれるというようなことで、この事業をさらに伸ばしていこうと、今回、この土地を買われたようです。

なお、先ほどから言っていますように、この方も、5月からの用排水路の定期掃除には全て参加しておられます。今後も約束を破るようなことはないというようなことを言っておられますから、何ら問題は生じないと考えております。

それから次は、議案第47号の8に行きます。資料は57ページから62ページに記載してあります。本議案につきましては、———の農地を———が取得して太陽光発電の事業として使用するという議案であります。

場所は、先ほど説明したとおり、———の一面にあります。現地調査も先ほどと同じメンバーで、同じ11月8日に行っております。

地主の———については、何遍も電話したんですけれども、どうしても連絡がとれませんでした。そこで、お母様へ電話をして、———という方ですね、———からお話を聞いております。

———によりますと、農地はほかのところにもたくさん持っておられるんですけれども、家族の中に誰一人として農業をする人がおらず、将来のことを案じて、夜の目も寝られないというよ

うなことで、どうしたらいいかと案じておられたようではすけれども、この売電事業の話が運よく持ち上がったので、ちょっとでも農地を処分したら、息子もちょっと気が休まるのではないかと、快く応じたということをおっしゃいます。

まず、今回、購入される————の代表、先ほど議案47号の7、この————が代表を務めておられるようです。会社をたくさん持っておられるんですね。

だから、設置後の管理も、先ほど説明したとおりで、何ら問題は生じないと考えております。

それから、最後に、61ページにパネルの設置図があるんですが、入り口のほうに駐車場というものを書いてあります。この辺は農家の方が、なかなか駐車して草刈ったり、防除したり、農作業することができないんですよ。

それで、私たちも日頃この場所に車を置くようなことは余りないので、農家の方が必要なときがあったら、許可とらずに使用してもいいよと、軽トラ1台、2台、3台ぐらい入るから、そこに置いて草を刈られてもいいから、どんどん使ってくれというありがたいお話も聞いております。

以上で報告終わりますが、皆さんの審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

たまたま3つ上がってきているわけですが、6番は面積が1,000、あとは、その倍の2,500、結局、同じパネルの設置ということで、倍、半分の利用率が違うんですけれども、まあ、今さらブツブツ言っても仕方ないことではすけれども、ちょっとどうにかならないかなという思いがいまだに残る案件だと思います。

それと、もう一つ、勉強させていただきたいんですけど、事務局に尋ねますが、6番と7番は43号の第2号で第3種農地、8番は45号の2号ということで第2種農地、これがどういう違いか勉強させてください。

○事務局 これは、45ページの左下の、農地の種別のところに、————から約250mと書かれております。これが、第2種と第3種に分かれる境目として、————から300m以内でしたら第3種、それを超えて500m以内でしたら第2種と、こういった区別があって分かれていると。で、57ページのほうは————から約310mと、10m離れているので、第2種となっております。

○藤井会長 ありがとうございます。

皆さん、よろしいですかね。300mに境があるということですので、御理解いただければと思います。

ほかに何か御質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。議案、6番、7番、8番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案6、7、8、可決承認いたします。続きまして、議案第48号と49号、一括上程させていただきます。

該当の委員さんがお見えですけれども、今回は更新あるいは再設定ということですので、退席は求めないでこうと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第48号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書5ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第48号につきましては、令和元年11月26日公告予定の利用権設定の申請が31件提出されております。農地の集積面積は12万3,644㎡でございます。使用貸借権の設定が27件、賃貸借権の設定が5件、新規4件、更新21件、再設定7件となっております。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第49号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書10ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第49号につきましては、県で公告予定の利用権設定が1件になります。内容としましては、議案第48号の番号31番について、公社から貸し付けを行うものになります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 意見じゃないんですけど、——の所ですが、9ページの30で更新のところへ再設定と書いてあるんですよ。実は、これ、14ページ見ていただいたら分かるんですが、前の方がおられて更新でなく、一がバトンタッチしたという形なんですよ。地主の方は再設定でしょうけど、それはどういう判断ですか。新規、一からすれば新規なんですよ。受託からすれば。委託からすれば再設定。

○藤井会長 事務局、これは再設定で、扱いでいいのでしょうか。

○事務局 土地に着目して考えているというところで、同じ方がやられれば更新、別の方が期限をあけずに違う方がやられる、これが再設定という形になります。

○6番 わかりました。

○藤井会長 よろしいですか。

○6番 はい。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第48号、49号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第48号、49号、可決承認いたします。

続きまして、報告事項が第57番から63番までございます。目を通していただいて、御意見があればをお願いします。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、報告事項は以上です。

これで、議案審議は終了したいというふうに思います。

午後2時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 1 1 月 1 5 日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員